

3. 赤ちゃんが生まれたら

part1
子どもを
望む方へ

出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に、父母の本籍地、住所地(所在地)、又は赤ちゃんの出生地のいずれかの市区町村へ届け出てください。出生届書の届出人欄には赤ちゃんの父、または母の署名が必要です。窓口へ出生届書を持参されるのはどなたでもかまいません。郵送でも可能です。詳しくは市ホームページ「出生届」をご確認ください。



手続きの際にご持参いただくもの

- ・出生届書(出生証明書)
- ・母子健康手帳

※子ども医療証の手続きも行ってください。(次のページをご覧ください。)

part3
赤ちゃんが
生まれたら



各区役所(出張所)市民課(係)

東区……TEL092-645-1046

博多区……TEL092-419-1017

中央区……TEL092-718-1023

南区……TEL092-559-5023

城南区……TEL092-833-4018

早良区……TEL092-833-4311

入部出張所……TEL092-804-2015

西区……TEL092-895-7010

西部出張所……TEL092-806-9431

part4
子どもを
預けたい

出産育児一時金の支給

出産したとき、原則として出産した人が加入している健康保険(※)から出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金は出産の費用に充てることができるよう健康保険から医療機関などに直接支払う仕組みとなっています。直接、医療機関などへ出産育児一時金が支払われることを希望しない方は、出産後に加入している健康保険に申請すれば、出産育児一時金が支給されます。

※職場の健康保険に被保険者本人として1年以上加入していた人が、健康保険の資格喪失後6か月以内に出産したときは、出産した人が加入している健康保険ではなく、被保険者本人として以前加入していた職場の健康保険が出産育児一時金を支給する場合があります。

part5
お出かけしたい、
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート



詳しくは出産する人が加入している健康保険にお問い合わせください
福岡市の国民健康保険に加入している場合は、

各区(出張所)保険年金担当課(係)……………137ページ

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

こんにちは赤ちゃん訪問事業

福岡市では、地域における子育て支援の一環として、地域と子育て家庭のつながりをつくること、また、子育て支援に関する情報を提供し育児不安の軽減等を図ることを目的に、身近な相談相手である民生委員・児童委員が赤ちゃんが生まれた家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。(令和5年7月現在 休止中)



各区保健福祉センター 子育て支援課 こども相談係…137ページ

こども未来局 こども健やか部 こども健やか課…TEL092-711-4065

子ども医療費助成制度

子どものすこやかな成長を願い、安心して病院などで受診できるよう医療費の助成を行っています。

助成を受けることができる方

市内にお住まいで、健康保険に加入している **中学校3年生まで（令和6年1月からは高校生世代まで）** のお子さん

※保護者の所得制限はありません。

※生活保護を受給されている人は、助成を受けることができません。

※小・中学生（令和6年1月からは小学生以上高校生世代まで）でひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合や、3歳以上で重度障がい者医療費の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。

助成の内容

<助成開始日> 医療費助成の開始は、次の場合を除き、**申請した月の初日**からです。

◆出生による申請のとき・・・出生日から

◆市外から転入した月内の申請のとき・・・転入日から

◆新たに健康保険に加入した月内の申請のとき・・・健康保険に加入した日から

<助成の範囲>

健康保険の診療対象となる医療費の **自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成**します。

区分	1月あたりの自己負担額 (1医療機関あたり)	
	通院	入院
3歳未満	自己負担なし	自己負担なし
3歳以上 中学校3年生まで (令和6年1月からは高校生世代まで)	500円/月まで	

※「3歳以上」・・・3歳の誕生日の翌月1日から（1日生まれの人は誕生日から）

※「中学校3年生まで」・・・15歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで。

※「高校生世代まで」・・・18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで。

※薬局での自己負担はありません。

※養育医療などの公費負担が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの **健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。**

【必要な手続き】 医療費の助成を受けるためには、申請が必要です。

◆必要なもの・・・対象のお子さんの健康保険証、届出者の本人確認書類

◆申請先・・・お住まいの区の区役所・出張所保険年金担当課窓口
または **オンライン** からでも申請ができます。

子ども医療証のオンライン申請

◇出生・市外転入により福岡市で初めて子ども医療証の申請をする方が対象です。

◇申請は、福岡市ホームページの専用フォームから受付けています。



(**福岡市 ネットで手続き**  で検索) **スマホやパソコンで24時間申請できます**

☆スマホは **こちらから**



各区（出張所）保険年金担当課（係）……………137ページ

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい、
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

子どもの医療費公費負担制度

医療機関の診断により、下記の内容に該当される方はご相談ください。

未熟児養育医療

体重2,000g以下での出生や身体の機能が未熟なまでの出生で、指定医療機関での入院が必要な未熟児の健康保険の自己負担分について、医療の給付を受けることができます。



小児慢性特定疾病医療費助成事業(難病の子どもに対する医療費助成)

18歳未満の児童が次に該当するような慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を公費で助成する制度があります。
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患。

※本事業の対象となる疾患かどうかは主治医にご相談下さい。
※18歳到達時点において助成を受けている児童が、引き続き治療が必要な場合は20歳未満まで延長することができます。

※日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の児童に対して、日常生活用具を給付する制度があります。

(ただし、他の施策で給付を受けられる場合は対象となりません。)



自立支援医療(育成医療)

身体に障がいがある18歳未満の児童で、指定医療機関において、手術等により障がいの軽減が可能な場合に、健康保険の自己負担分について医療の給付を受けることができます。(事前に申請が必要です。)ただし、所得の状況により対象とならない場合があります。肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、心臓機能障がいなどの疾病が対象です。

※ただし、入院時の食事代(食事療養にかかる標準負担額)は助成の対象となりません。



各区保健福祉センター 健康課……………137ページ

児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

対象となる方

日本国内に住所があって、中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

児童手当の月額

児童1人につき以下の額が支給されます。

<所得制限限度額未満>

・0歳～3歳未満（一律）	15,000円
・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
・3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
・中学生（一律）	10,000円

<所得制限限度額以上所得上限額未満>

・年齢に関係なく一律	5,000円
------------	--------

<所得上限額以上>※令和4年6月分から適用

・支給なし

※第3子の数え方

養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

必要な手続き

各区保健福祉センター子育て支援課にご相談ください。

（公務員の場合は勤務先）

またはオンラインでも各種申請を手続きいただけます。



児童手当の支給期間・支給時期

児童手当の支給は、原則、認定請求をした日の属する月の翌月分から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。さかのぼって手当を受けとることはできませんので、出生や転入の翌日から15日以内に手続きを行って下さい。なお、手当は10月、2月、6月にそれぞれ前月分までが支給されます。



各区保健福祉センター 子育て支援課 こども家庭福祉係 ・ 137 ページ

おむつと安心定期便

3歳未満の子育て家庭を対象として、子どもプラザや産後ケア、産後ヘルパーなど子育て支援サービスを利用した際に電子スタンプを付与し、そのスタンプを専用サイトでおむつなどの子育て用品と交換いただくことで、ご自宅へ配送します。（2023年8月から開始予定）

詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。



専用ホームページをご覧ください。

part1
子どもを
望む方へ

産婦健康診査

part2
赤ちゃんが
できたら

産後はホルモンバランスや環境の変化などから、心身の不調をきたしやすいと言われていています。福岡市では、産後うつなどお母さんの心身の不調を早期に発見し、適切なケアにつなげるため、産後2週間頃と産後1か月頃に出産した産科医療機関等で行う産婦健康診査費用を公費負担しています（要件、上限あり）。お母さんの産後の心と身体の状態を確認するために健診を受けましょう。

part3
赤ちゃんが
生まれたら

対象となる方

福岡市に住民票を有する産婦

part4
子どもを
預けたい

時期・回数

産後2週間頃と産後1か月頃の計2回まで

part5
お出かけしたい
交流したい

健診内容

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、こころの健康チェック
※上記以外の検査・治療、赤ちゃんの健診は助成対象外です。
※健診内容を実施していない場合は、助成の対象となりません。

part6
障がいのある
子どものサポート

必要な手続き

- 福岡市が委託している実施医療機関で健診を受ける場合
各区保健福祉センター健康課で「妊婦健康診査・産婦健康診査助成券つづり」をお渡しします。
- 市外など実施医療機関以外で健診を受ける場合
福岡市の助成券が使えず自己負担した産婦健診の費用（要件、上限あり）を助成します（最後の健診日から6か月後の末日までに手続きが必要です）。
手続きは、お住まいの区の健康課で行ってください。
詳しくは、福岡市ホームページで確認ください。

part7
ひとり親家庭の
サポート

（ 福岡市 産婦健診  で検索 または



part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



各区保健福祉センター 健康課 137ページ
こども健やか課 TEL 092-711-4065 FAX 092-733-5534

産婦歯科健診

女性の生涯を通じた歯の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、産後1年以内の産婦を対象に、歯科健診を実施しています。

対象となる方

福岡市に住民票を有する産後1年以内（受診日現在）の方

内 容

口腔内診査（むし歯と歯周疾患）、歯科保健指導
※赤ちゃんのお口のチェック・相談にも応じます。

実施場所

実施歯科医療機関（ステッカーが目印）
※福岡市歯科医師会ホームページで検索できます。

利用料金

無料

必要な手続き

健診を実施する医療機関に直接ご予約のうえ、母子健康手帳を持参して受診ください。
福岡市ホームページでもご案内しています。

（  で検索 または



保健医療局 健康医療部 口腔保健支援センター TEL 092-711-4396

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

part1
子どもを
望む方へ

産後ケア事業

育児や体調に不安がある産後1年未満の母子を対象に、医療機関や助産所で宿泊（ショートステイ）、通所（デイケア）または訪問（アウトリーチ）により支援を受けることができます。

〈利用料金〉 宿泊型 3,000 円 / 日
通所型 2,000 円 / 日
訪問型 500 円 / 日（2～3 時間）
※市民税非課税・生活保護世帯は利用料免除



part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

必要な手続き、利用方法等については、直接事業者にお問い合わせください。
※ヘルパー派遣費用の一部の助成を受けることができます。詳しくは 15 ページへ

part4
子どもを
預けたい



実施事業者等については上記サイトよりご確認ください。

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

お知らせ

毎月1～7日は
い～な ふくおか・子ども週間♡ です!!



～子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”をめざして～
ワーク・ライフ・バランス -仕事と生活の調和-

毎月1～7日の少なくとも1日は、企業（職場）や地域・家庭など、いろいろな場で子どもたちのためにできることに取り組もうという運動です。
社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップしていきましょう。

賛同企業・団体を募集しています！

“い～な ふくおか・子ども週間♡”の趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。
企業・団体名と取組みを、市ホームページ“【い～な】ふくおか・子ども週間♡”で紹介します。
(<https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/i-na-kodomo-shuukan/>)

《取組み具体例》

企業（職場）では

- ★従業員の定時退社・年休取得を促す
- ★地域の取り組みに参加
- ★働き方の見直し
仕事と生活の調和 など

この週の少なくとも1日はみんなが
子どもや家族のことを思いやる

- 個人では
- ★普段より早めに仕事を終えて、家族と一緒に過ごしたり、食卓を囲んだりする
 - ★地域の子ども育成活動に参加する
 - ★学校行事に参加するなど

- 地域では
- ★見守り・声かけ
 - ★夜間パトロール
 - ★子どものためのイベント開催
など

問い合わせは

こども未来局こども政策部こども政策課

TEL092-707-1019 FAX092-733-5534

E-mail iina.1-7@city.fukuoka.lg.jp

ホームページ <https://ssl.city.fukuoka.lg.jp/i-na-kodomo-shuukan/>



新生児聴覚検査事業

生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1～2人いるといわれています。聞こえにくさがあっても、早期に発見され、早い時期から療育等の支援を受けることで、たくさんのお話を習得することができ、コミュニケーションがスムーズにできるようになります。

福岡市では、新生児聴覚検査（耳の聞こえの検査）について、助成を行っています。

対象となる方

赤ちゃんのお母さんまたは赤ちゃんの住民票が福岡市内にある方。

対象となる検査

AABR 検査（自動聴性脳幹反応検査）

OAE 検査（耳音響放射検査）

※公費で受検できるのは上記検査のうち、いずれか1回（初回検査）です。

※保険診療にかかる費用は対象外です。

※厚生労働省は生後3日目頃の検査を推奨しています。

（生後90日までに受けた検査が公費負担の対象になります）

検査の受け方



産科医療機関等で検査の説明を受け、検査を受けてください。

その後、医師より検査の結果について説明があります。

必要な手続き

- 福岡市が委託している実施医療機関で検査を受ける場合
母子健康手帳に添付されている新生児聴覚検査助成券を実施医療機関へ渡してください。
- 市外など実施医療機関以外で検査を受ける場合
市の助成券が使えず自己負担した新生児聴覚検査の費用(上限あり)を助成します。
初回検査の検査日から6か月後の末日までに手続きが必要です。
詳しくは福岡市ホームページで確認ください。



( または  で検索)



各区保健福祉センター 健康課……………137ページ
こども未来局 こども健やか部 こども健やか課・TEL092-711-4065

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

予防接種

子どもの病気の
予防のために。

(令和5年4月1日現在)

予防接種は、感染症が流行するのを防いだり、病気にかからないように、また、かかっても重症にならないようにするためのものです。予防接種について正しく理解した上で、お子さんの体調の良い時を選んで受けることが大切です。かかりつけ医に相談して、お子さんに合わせた予防接種のスケジュールをたてましょう。

市内の予防接種実施医療機関で、原則として毎週月曜日から金曜日に実施しています。(里帰りなどにより福岡県外で接種を受けた場合の償還払い制度もあります。事前に手続きが必要なため、QRコードから市ホームページをご確認ください。)

必要な手続き

- 必ず、事前に医療機関へお問い合わせください。
- 接種当日は、母子健康手帳と予防接種手帳を持参してください。



対象年齢・期間の人は **無料**

予防接種の種類		対象年齢・期間	接種回数		接種期間
ロタ	ロタリックス	○生後6週～23週 初回：14週6日までに接種	2回		27日以上
	ロタテック	○生後6週～31週 初回：14週6日までに接種	3回		27日以上
ヒブ	標準 以外	【標準パターン】 ○生後2～6か月に接種開始した場合 初回：生後12か月に至るまでに接種 ※生後12か月に至るまでに初回接種を完了していない場合は、初回接種の最後の注射終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をあけて追加接種を受けてください	初回	3回	27日(医師が必要と認める時は20日)以上 【標準】27～56日
			追加	1回	初回接種終了後7か月以上 【標準】初回接種終了後7～13か月
		○生後7～11か月に接種開始した場合 初回：生後12か月に至るまでに接種 ※生後12か月に至るまでに初回接種を完了していない場合の追加接種の間隔は標準パターンと同様です	初回	2回	27日(医師が必要と認める時は20日)以上 【標準】27～56日
			追加	1回	初回接種終了後7か月以上 【標準】初回接種終了後7～13か月
		○1～4歳に接種開始した場合	1回		
小児用肺炎球菌	標準 以外	【標準パターン】 ○生後2～6か月に接種開始した場合 初回：生後24か月(標準は生後12か月)に至るまでに接種 ※初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合は初回3回目の接種はできません 追加：生後12か月以降(標準は生後12月～14か月)に接種	初回	3回	27日以上
			追加	1回	初回接種終了後60日以上
		○生後7～11か月に接種開始した場合 初回：生後24か月(標準は生後12か月)に至るまでに接種 追加：生後12か月以降に接種	初回	2回	27日以上
			追加	1回	初回接種終了後60日以上
		○1歳に接種開始した場合	2回		60日以上
		○2～4歳に接種開始した場合	1回		

予防接種の種類		対象年齢・期間		接種回数	接種期間
B型肝炎		1歳未満	【標準】◎生後2～8か月 ※母子感染予防として(1度でも)B型肝炎ワクチン接種を含む治療を受けた方は、健康保険給付の対象となるため、定期接種の対象となりません	3回	27日以上の間隔を置いて2回、1回目接種から139日経過した後3回目接種
BCG		1歳未満	【標準】生後5～7か月	1回	
4種混合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ〕	1期 初回	生後2か月～7歳5か月 【標準】生後2～11か月		3回	20日以上 【標準】20～56日
	1期 追加	生後2か月～7歳5か月 【標準】1期初回接種終了後12～18月		1回	1期初回 接種終了後6か月以上
2種混合 〔ジフテリア〕 破傷風		2期	11～12歳 【標準】11歳	1回	
麻しん (はしか) 風しん	1期	生後12か月～1歳11か月		1回	
	2期	小学校入学前の1年間 ※接種期間:4月1日～翌年3月31日		1回	
水痘(水ぼうそう)		生後12か月～2歳11か月 【標準】1回目:生後12～14か月 2回目:1回目の接種後6～12月の間隔を置いて接種		2回	3月以上
日本脳炎	1期 初回	生後6か月～7歳5か月 【標準】3歳		2回	6日以上 【標準】6～28日
	1期 追加	生後6か月～7歳5か月 【標準】4歳		1回	1期初回接種終了後 6か月以上 【標準】1期初回接種 終了後おおむね1年
	2期	9歳～12歳 【標準】9歳		1回	
	特別 措置	平成7年4月2日～平成19年4月1日 生まれの人で、勸奨の差し控えにより 接種機会を逃した人など		1～4回	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 〔子宮頸がん〕 〔予防ワクチン〕	サーバルックス (2価)			3回	【標準】 2回目を1か月後、 3回目を1回目から 6か月後
	ガーダシル (4価)	小学校6年生～高校1年生相当の年齢の女子 【標準】中学1年生		3回	【標準】 2回目を2か月後、 3回目を1回目から 6か月後
	シルガード9 (9価)	※勸奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性に対して、令和7年3月31日までの間、特例としてキャッチアップ接種を実施しています。 ※令和5年4月1日からシルガード9(9価)も定期接種の対象となりました。		2回 または 3回	【標準】1回目の接種を 15歳になるまでに受ける 場合、2回目を6か月 後(2回目の接種が5 か月未満の場合、3回 目を接種) 1回目の接種を15歳 になってから受ける場 合、2回目を2か月後、 3回目を1回目接種か ら6か月後

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい・
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポ-ト

part7
ひとり親家庭の
サポ-ト

part8
小学生以上の
子どものサポ-ト

part9
相談窓口



part1
子どもを
望む方へ

乳幼児健康診査

健康チェックと
育児の悩みなど
相談してみませんか。

part2
赤ちゃんが
できた方へ

乳幼児健康診査

4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳1か月児を対象として、健康診査を行います。4か月、10か月児健康診査は委託医療機関で、その他の健診は各区保健福祉センター等で行います。1歳6か月児、3歳児健康診査については、対象者へ個別に健診の案内を通知いたします。通知された受診日にご都合がつかない場合、居住区の保健福祉センター健康課へご連絡ください。

part3
赤ちゃんが
生まれたら

対象となる方

福岡市に居住する対象年齢の乳幼児およびその保護者

4か月児健康診査	満4か月児
10か月児健康診査	満10か月
1歳6か月児健康診査	生後1歳6か月～2歳未満
3歳児健康診査	3歳1か月～4歳未満

利用料金

無料

part4
子どもを
預けたい

必要な手続き

・4か月、1歳6か月、3歳児健康診査については、個別に郵送で通知を行います。転入直後に健診対象年齢になられた場合は通知が間に合わないことがありますので、各区保健福祉センター健康課へご連絡ください。

・10か月児健康診査は生後8か月頃に案内を郵送しますのでご確認ください。

part5
お出かけしたい
交流したい

4か月・10か月児健康診査実施医療機関（福岡市医師会HPに掲載）



part6
障がいのある
子どものサポート



各区保健福祉センター 健康課……………137 ページ

part7
ひとり親家庭の
サポート

4か月児健診受診対象者の皆さまに家庭用ごみ袋を配付します。

福岡市では、子育てで日常的に紙おむつを使用している世帯の負担軽減のため、家庭用ごみ袋を配付しています。

part8
小学生以上の
子どものサポート

必要な手続き

4か月児健診の案内に同封されているハガキ、または電子申請のいずれかの方法により申請してください。

<配付するごみ袋の種類と枚数>

福岡市の家庭用ごみ袋（燃えるごみ用中 30ℓ）を 30 枚（3セット）お送りします。

※詳細につきましては4か月児健診の案内に同封されているチラシをご覧ください。

part9
相談窓口



環境局 循環型社会推進部 収集管理課・・・TEL:092-711-4346

乳幼児歯科健診

幼稚園、保育園児に対し、各園でむし歯の早期発見、治療の指導を行うため、年に1回歯科医師による歯科健診を実施しています。

対象者となる方

市内の幼稚園、認可保育所、地域型保育事業施設に在園する乳幼児

内容

口腔内診査（むし歯、清掃状況、不正咬合等）、歯科保健指導

実施場所

対象となる乳幼児が通う保育所等

利用料金 無料



保健医療局 健康医療部 口腔保健支援センター TEL 092-711-4396

すこやか歯科健診

サポートが必要なお子様の早期からのむし歯等の歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を実施しています。

対象となる方

市内に居住し、未就学(0～6歳)で次のいずれかに該当する方。

- ① 児童発達支援センターまたは、医療型児童発達支援センターで療育や経過観察している、もしくは通園している。
- ② 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている。
- ③ 保育所等でサポート保育を受けている。

内容

口腔内診査（むし歯、清掃状況、不正咬合等）、歯科保健指導

実施場所

実施歯科医療機関

※福岡市歯科医師会ホームページで検索できます。

利用料金

無料（1年度に1回受診できます）

手続き

健診を実施する医療機関に直接ご予約下さい。

福岡市ホームページでもご案内しています。

（ [福岡市 すこやか歯科健診](#) で検索 または  ）



保健医療局 健康医療部 口腔保健支援センター TEL 092-711-4396

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
預けたい

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

part1
子どもを
望む方へ

離乳食教室

離乳食作りの
コツを目と舌で
学びましょう。

離乳期は「食べることの基礎づくり」のときです。
上手な離乳食のすすめ方や作り方・与え方に関する講話を
各区保健福祉センター等で月1回開催しています。また、赤ちゃんについての栄養相談
も行なっています。

対象となる方

乳児の保護者

利用料金

無 料

必要な手続き

- ・ 事前予約が必要です。
- ・ 詳しくは市ホームページ（QRコード）をご覧くださいか
各区健康課へお問い合わせください。



part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら



各区保健福祉センター健康課……………137 ページ

part4
子どもを
預けたい

新米パパ・ママ応急手当講習会

出産のご予定のある方、1歳未満のお子さんがいらっしゃる方、お仕事で乳児と接す
る機会のある方などを対象とした応急手当の講習会を、無料で実施しています。

大切なお子さんを守るために、講習会に参加してみませんか。

詳しくは、福岡市消防局ホームページをご確認ください。



part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート



福岡市民防災センター 防災普及係……………TEL092-847-5990

普通救命講習 ～乳幼児に対する応急手当講習～

普通救命講習

小児や乳幼児に対する心肺蘇生とAEDの使用法、止血方法などが学べます。修了
証が交付されます。

受講料金

無 料

必要な手続き

受講には事前申し込みが必要です。

※申し込み受付開始は、開催月の前月の第2火曜日午前9時から。

救命講習のご案内

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/kyukyuu/koushu/kyumei.html>)



part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口



消防局 救急課 救急需要対策係……………TEL092-725-6574

小児救急医療電話相談

夜間に、子どもの急な病気、ケガに関する相談に
経験豊かな看護師がアドバイスします。

夜間の
急な病気や
ケガのときは

相談時間

平日：19：00～翌朝7：00

土曜日：正午～翌朝7：00

日祝日：一日中（翌朝7：00まで）

電話番号

8000 又は 092-731-4119

福岡市の救急医療のホームページです。

ブックマークやお気に入り
に登録しておくとう便利です。



(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyukyu-shobo/>)

part1
子どもを
望む方へ

part2
赤ちゃんが
できたら

part3
赤ちゃんが
生まれたら

part4
子どもを
預けたい

part5
お出かけしたい
交流したい

part6
障がいのある
子どものサポート

part7
ひとり親家庭の
サポート

part8
小学生以上の
子どものサポート

part9
相談窓口

福岡市の急患診療

福岡市立急患診療センター

福岡市早良区百道浜1丁目6-9 TEL092-847-1099

受診の際は保険証等（コピー不可）を必ず持参してください。

診療日	受付時間	診療科目
平日（月曜～金曜）	19：30～翌朝6：30	内科・小児科
土曜	（内科）19：00～翌朝7：30 （小児科）17：00～翌朝7：30	内科・小児科
盆（8/13～8/15）	19：00～翌朝7：30	内科・小児科
休日（日曜・祝日） 年末年始 （12/31～1/3）	9：00～翌朝7：30 （眼科・耳鼻咽喉科は23：30まで）	内科・小児科・外科 産婦人科・眼科 耳鼻咽喉科

急患診療センターの内科・小児科・耳鼻咽喉科は待ち人数などの状況を、ホームページで確認できます。



（ で検索）

急患診療所

乳幼児は、検査機器などが充実した急患診療センターでの受診をお願いします。受診の際は保険証等（コピー不可）を必ず持参してください。

名称	所在地	電話番号	受付時間	診療科目
東急患診療所	東区箱崎2丁目54-27 （東区保健福祉センター（保健所）内）	092-651-3835	休日（日曜・祝日） 9：00～ 16：30	内科・小児科
博多急患診療所	博多区博多駅前2丁目8-1 （博多区保健福祉センター（保健所）内）	092-441-0020		内科
南急患診療所	南区塩原3丁目25-3 （南区保健福祉センター（保健所）内）	092-541-3299	年末年始 9：00～ 23：30	内科・小児科
城南急患診療所	城南区烏飼5丁目2-25 （城南区保健福祉センター（保健所）内）	092-831-7979		内科
西急患診療所	西区内浜1丁目4-7 （西区保健福祉センター（保健所）内）	092-882-3145	（年末年始は 東・南・西のみ）	内科

※博多、城南、西急患診療所は令和4年7月31日から一時的に休診中

歯科急患診療所

名称	所在地	電話番号	診療日	受付時間
歯科急患診療所	中央区大名1丁目12-43 （福岡県歯科医師会館内）	092-752-0648	休日（日曜・祝日） 年末年始（12/31～1/3） 盆（8/13～8/15）	9：00～ 16：30

◆県内の医療機関を24時間年中無休で紹介しています。



福岡県救急医療情報センター 電話 #7119 又は 092-471-0099
ふくおか医療情報ネット <https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/>